

昭和50年度帰国研修員巡回指導

アジア麻薬取締班
巡回指導報告書

国際協力事業団研修事業部

JICA LIBRARY



1057480[4]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3.12	100
登録No. 00158	21.5
	TA

は じ め に

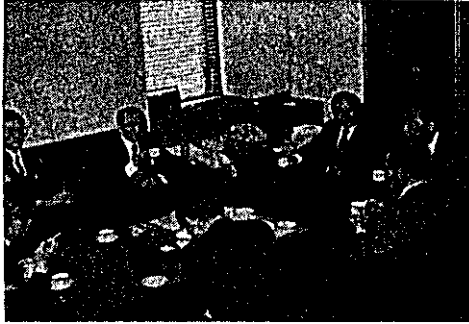
この報告書は国際協力事業団が実施した麻薬取締セミナーに参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、帰国研修員の所属機関等を訪問し、現地での技術的諸問題に関する指導並びにニーズの調査等を行うため、昭和50年12月3日から12月24日までの22日間、韓国、インドネシア、シンガポール、マレーシアの4ヶ国に派遣した巡回指導麻薬取締班の業務報告である。

本報告書により、当該研修分野における各国の実状、帰国研修員の活動状況、彼らが抱えている諸問題及び研修に係る要望事項等について関係各位のさらに深い御理解をいただき、今後の研修コースの改善に資すれば幸いである。

なお、本件の実施のために御協力を賜った外務省、警察庁、その他の関係機関各位に対し深い感謝の意を表したい。

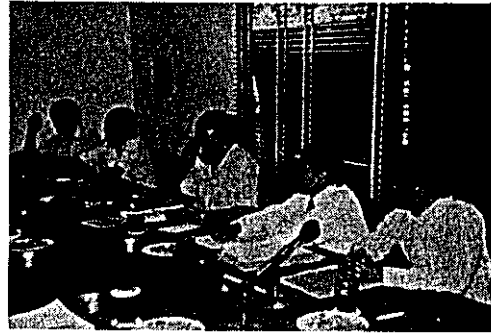
昭和51年4月

研 修 事 業 部



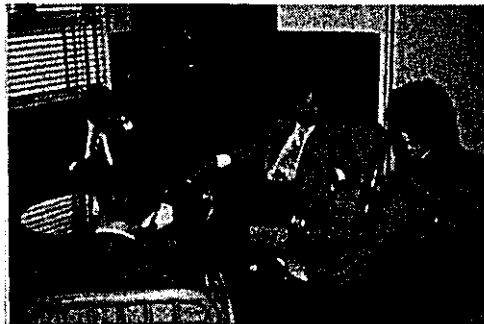
韓国治安本部第三部長表敬

インドネシア パコラック訪問



シンガポール
SANA HOUSE 訪問

マレーシア警察本部刑事局次長表敬



目 次

第1 総 論	1
1. 巡回指導の目的	1
2. 期 間	2
3. 派遣国	2
4. 指導員	2
5. 日程表	2
6. 順 路	7
7. 調査方法	8
第2 各国別巡回指導状況	13
1. 韓 国	13
(1) 警察制度の概要	13
(2) 麻薬取締りの実情	16
(3) セミナーに関する意見	18
2. インドネシア	18
(1) 警察制度の概要	18
(2) 麻薬取締りの実情	20
(3) セミナーに関する意見	21
3. シンガポール	22
(1) 警察制度の概要	23
(2) 麻薬取締りの実情	24
(3) セミナーに関する意見	26
4. マレーシア	27
(1) 警察制度の概要	27
(2) 麻薬取締りの実情	29

(3) セミナーに関する意見	31
第3 結 論	32
1. 韓国における麻薬取締りに関して	32
2. インドネシアにおける麻薬取締りに関して	32
3. シンガポールにおける麻薬取締りに関して	33
4. マレーシアにおける麻薬取締りに関して	34
5. むすび	35

第 1 総 論

発展途上国に対する技術協力計画の一環として麻薬犯罪取締りセミナーは、1962年以来毎年開催され、昨1975年、第14回目のセミナーを終え、この間26ヶ国から204名に及ぶ研修員を受け入れ、麻薬犯罪の取締りに関する国際協力について多大の成果を収めているところである。このセミナーの実施に関する事務を警察庁において所掌しているのであるが、麻薬犯罪に対し単に捜査技術的な側面からアプローチするだけでは、調和のとれた、総合的な取締活動を期待することができないことを考慮し、麻薬犯罪の社会的意義、麻薬犯罪の予防、麻薬中毒者対策、麻薬取扱いに関する法規制、麻薬犯罪捜査システム等広く問題を取りあげて討議するように努めてきた。変遷する社会の動向に適応した、総合的な取締りを、特に麻薬犯罪の予防という点に重点を置いて期待するためには、麻薬犯罪をとりまく種々の関係機関・団体の動向や当該国民の態度等について論議する必要があり、このためには、セミナーに参加する研修員の所属する国における最近の動向について相互理解を得ておくことが是非必要である。今回始めて4ヶ国の帰国研修員に対し、フォローアップ、セミナーに関する意見交換等を目的として巡回指導を実施したのであるが、当該国における上記の諸点に関する理解を幾分なりとも得ることができたことは、極めて有意義であった。

1 巡回指導の目的

次の諸点について見聞することを巡回指導の目的とした。

- (1) 帰国研修員の活動状況
- (2) 帰国研修員又はその所属機関の幹部のセミナーに関する意見
- (3) 麻薬犯罪の実情と取締りの状況
- (4) 麻薬犯罪の取締りを所掌する機関のシステム

(5) その他麻薬犯罪に関する問題

2 期 間

昭和50年12月3日から同年12月24日までの間

3 派遣国

韓国、インドネシア、シンガポール及びマレーシア

4 指導員

関東管区警察局 保安部長 関 沢 正 夫

警察庁保安部保安課理事官 阿 部 宏 弥

国際協力事業団研修事業部研修第一課 熊 倉 晃

5 日程表

月 日	曜日	訪問国	行 動 内 容
12・ 3	水	韓国	10:30 羽田発 12:40 ソウル着 赤木書記官、久一書記官と日程の打ち合わせ 日本大使館を訪問 ○ 挨拶 ○ 韓国の諸情勢について聴取
12・ 4	木		治安本部を訪問 ○ 第三部長と会談 ○ 外事課長から麻薬情勢と取締りの実情について聴取 ○ 警察の実情について聴取(スライドによる説明) ○ 研修員と面接
12・ 5	金		保健社会部を訪問 ○ 麻薬課長と会談—麻薬情勢、麻薬取締りの実情等 ○ 研修員と面接—活動状況、現在の地位、セミナーに関する意見等 ソウル特別市警察局を訪問 ○ 捜査課長、刑事課長、外事課長、経済係長と会談— 犯罪情勢と取締りの実情について意

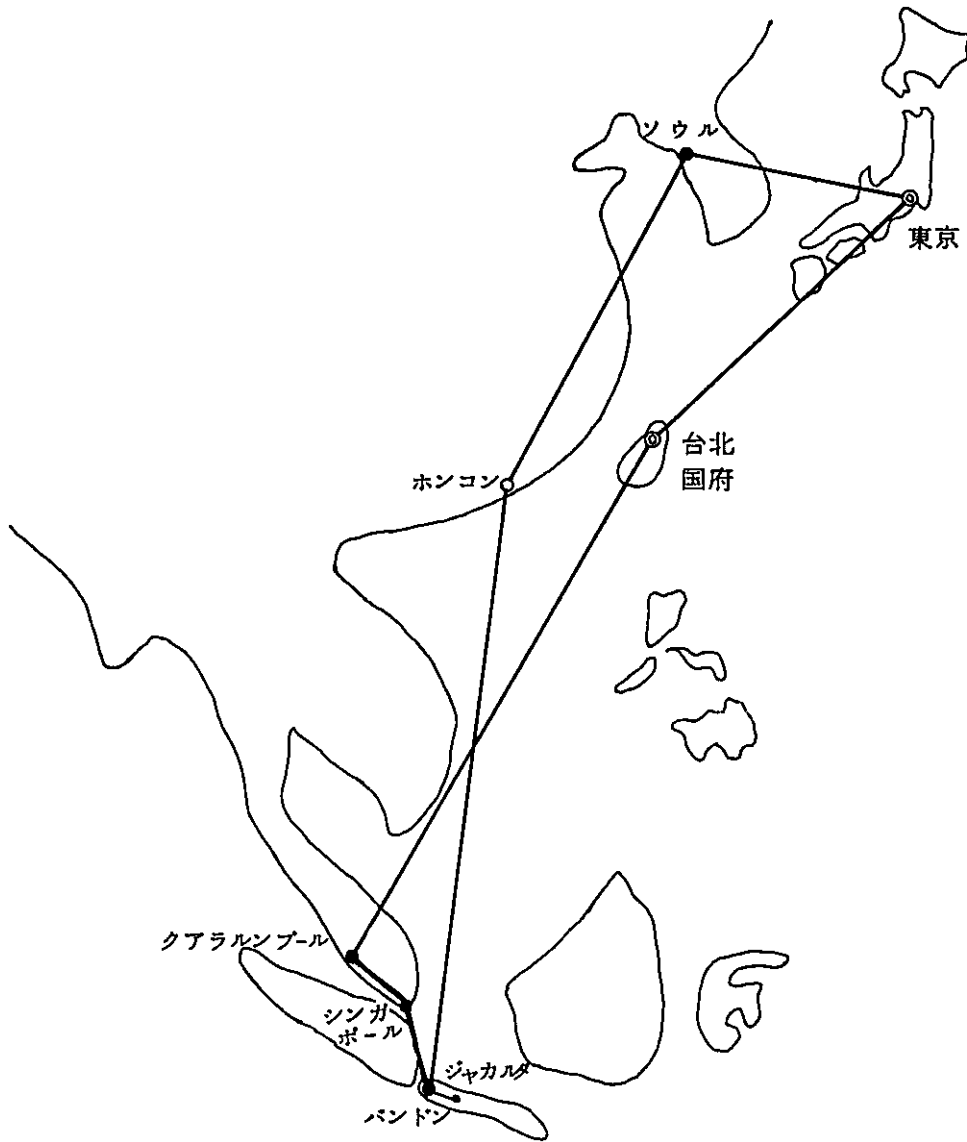
月 日	曜日	訪問日	行 動 内 容
12・ 5	金	韓国	見交換 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修員と面接 南大門警察署を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署長、警察課長、刑事課長、捜査課長、外事課長と会談－取締りの実情について聴取、施設の視察
12・ 6	土		ソウル検察庁議政府支庁を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支庁長と会談－検察の問題、麻薬捜査の現状、麻薬セミナーに関する意見等 ○ 合同捜査班室を視察 ○ 研修員と面接
12・ 7	日		資料整理 自由行動
12・ 8	月		京畿道警察局を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 局長、外事課長、捜査課長と会談－犯罪情勢、取締りの実情、セミナーに関する意見等 ○ 施設の視察 警察大学を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学校長、副校長等と会談 ○ 学校教養システム、教養の実情等について聴取 ○ 施設の視察
12・ 9	火	インド ネシア	10:10ソウル発－香港経由－18:25ジャカルタ着 黒瀬書記官、五十嵐 JICA 駐在員と日程の打合せ
12・10	水		日本大使館、JICA 事務所を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大使、参事官に挨拶 ○ 事務所長に挨拶 ジャカルタ警察本部を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 総監、参謀、各部長と会談－犯罪情勢、取締りの実情、セミナーに関する意見等

月日	曜日	訪問日	行 動 内 容
12・10	水	インド ネシア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察の実情について聴取（スライド、掛図等による説明） ○ 研修員と面接 ○ 施設の視察 地区警察署を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 署長と会談 ○ 施設（派出所等）の視察
12・11	木		国警本部を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ Inspector General of Police と会談—階級制度、警察システム等 ○ 麻薬取締部長と会談 ○ 研修員と面接—セミナーに関する意見 ○ 施設の視察—科学警察研究室
12・12	金		調整統合本部（BAKOLAK）を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修員と面接—セミナーに関する意見
12・13	土		バンドンへ移動
12・14	日		資料整理、自由行動
12・15	月		西ジャワ地区警察本部を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一、第二部長と会談 ○ 施設の視察 ジャカルタへ移動
12・16	火	シンガ ポール	10:10 ジャカルタ発 12:00 シンガポール着 坂本 JICA 事務所長、麻薬取締局 Mr. M. Arumugam と日程の打合せ 日本大使館 JICA 事務所を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大使、公使に挨拶

月 日	曜日	訪問日	行 動 内 容
12・17	水	シンガポール	<p>警察本部を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長を表敬— セミナーに関する意見 <p>中央麻薬局を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央麻薬局長と会談— 麻薬犯罪情、取締りの実情、法制等 ○ 研修員と面接— セミナーに関する意見 <p>麻薬対策協会事務局を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当専門官と会談— 活動の実情等 ○ 治療施設 (SANA HOUSE) の視察 ○ 施設収容者と面接
12・18	木		<p>関税局を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関税局長と会談— 取締りの実情等 ○ 研修員と面接 ○ 施設、港湾の視察
12・19	金	マレーシア	<p>11:30 シンガポール発 12:00 クアラルンプール着</p> <p>河西 JICA 事務所長代理、警察本部 Mr. Tan Khoon Thor と日程の打合せ</p> <p>大使館を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大使に挨拶
12・20	土		<p>中央麻薬局を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修員と面接— セミナーに関する意見、麻薬情勢、取締りの実情等
12・21	日		<p>資料整理、 自由行動</p>
12・22	月		<p>警察本部を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事局次長と会談— セミナーに関する意見、警察システム、警察活動の実情、少年非行問題の実情等 <p>警察大学を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長と会談 ○ 学校教養の実情等について聴取 (スライド、

月 日	曜日	訪問日	行 動 内 容
12・22	月	マレー シア	掛図による。) <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の視察
12・23	火		セラシール州警察本部を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長と会談 ○ 各部長と会談—警察活動の実情等 クラン警察署を訪問 <ul style="list-style-type: none"> ○ 署長と会談 クラン地区警察署を訪問 <ul style="list-style-type: none"> 署長代理と会談—警察活動の実情等
12・24	水	帰国	9:30 クアラルンプール発—台湾経由—20:15 羽田着

6 順 路



7 調査方法

(1) アンケート

ア. 訪問しようとする国の帰国研修員全員に対し、個人質問表（別添 1 参照）を事前を送付し、面接の際又はその後において回収し、意見交換等に資することとした。個人質問表は、当該国の取締機構の中で、帰国研修員が、どのような役割を現に果しているか、セミナー参加時においてはどうであったかをまず知り、セミナーでの研修成果がどのような形で活用し得る基礎を与えられているかを知る手掛りとする。研修員自身がどのようなメリットを感じているか、そして、セミナーの今後のあり方についてどのような意見をもっているかを知ることその内容とした。

イ. 取締機関のシステムを知るための質問表（別添 2 及び 3 参照）を作成し、事前にこれを、従事している職務内容に応じて選定した帰国研修員に送付し、面接の際又はその後において回収し、これをセミナー運営上の参考資料としてとりまとめることとした。

別添 2 の質問表は、中央取締機関に従事している帰国研修員に対し、別添 3 の質問表は地方取締機関に従事している帰国研修員に対し送付し、回答方を煩わした。

(2) 訪 問

訪問先を中央又は地方の取締機関（警察）に集中し、可能な限り訪問国における取締活動の実情を見聞することとした。また、取締機関の責任者と面接し、取締機構の実情の問題点を聴取し、取締りに従事する職員の活動の実情を認識し、取締機関の施設を視察し、現状認識を深めることに努めた。セミナーの運営に際し、参加する研修員の立脚する制度的、社会的な土俵を、或いは問題解明にあたり考慮されるべき当該国の特殊事情をできる限り理解しておくことが、そしてこの知識を研修員が

相互に理解し合っておくことが重要であると考えたからである。

訪問先は、次のとおりである。

国 別	予 定 訪 問 先	訪 問 実 施 状 況
韓 国	治安本部 ソウル地区警察本部 保健社会部 ソウル地区検察庁儀政府支庁 科学警察研究所 警察大学校	12・4(木) 訪問 12・5(金) 訪問 " 訪問 12・6(土) 訪問 研究所の事情により訪問せず 12・8(月) 訪問 (追加訪問) ①南大門警察署 12・5(金) ②京畿道警察局 12・8(月) ③仁川港管理局 12・8(月)
インド ネシア	ジャカルタ警察本部 麻薬捜査課 司法省 科学警察研究所 警察大学校 第8地区警察本部	12・10(水) 訪問 12・11(木) 訪問 訪問せず。 12・11(木) 訪問 警察大学校の事情により訪問せず。 12・15(月) 訪問 (追加訪問) ①ジャカルタ警察署 12・10 (水) 訪問 ②国家警察本部 12・11 (木) 訪問 ③パコラック 12・12 (金) 訪問
シンガ ポール	警察本部 中央麻薬局 シンガポール地区警察署 警察学校	12・17(水) 訪問 " 訪問 訪問せず。 " (追加訪問) ①税 関 12・18(木) 訪問 ②麻薬対策協会、麻薬療養施設 12・18(木)訪問

国 別	予 定 訪 問 先	訪 問 実 施 状 況
マレー シア	中央麻薬局 国家警察本部 警察大学 クラン警察署	12・20(土) 訪問 12・22(月) 訪問 " 訪問 12・23(火) 訪問 (追加訪問) スランゴール州警察本部 12・23(火)訪問

(3) 面 接

できるだけ多くの帰国研修員と面接し、麻薬取締り上の諸問題について意見交換を行い、又はセミナーに関する意見を徴収することとし、この際予め送付したアンケートで回収できるものは、これを回収し、その回答内容に基づいてさらに意見を交換することとした。

面接者は、次のとおりである。

国 別	訪 問 先 責 任 者	研 修 員 (参 加 年 度)	
韓 国	治安本部第三部長	金 鳳 均	(治安本部) Mr Lee, Hi Chun (1969)
	捜査指導課長	朴 栄 鎬	Mr Kim, Kong Hwan (1963)
	外事課長	李 舜 九	Mr Hwang, Eui Taek (1975)
	治安本部情報課長	李 鈞 範	Mr Sung, Dal Tong (1973)
	ソウル市警 外事課長	李 居 洛	Mr Shin, Young Yul (1974)
	ソウル市警 捜査課長	盧 一 鉉	(保健会社部) Mr Chun, Byung Hoon (1967)
	ソウル市警 刑事課長	尹 賢 客	Mr Hong, Chong Koo (1969)
	ソウル南大門警察署長	姜 玟 昌	(検察庁) Mr Park, Chan Chong (1975)
	京畿道警察局長	宗 齊 根	
	京畿道警察局 捜査課長	韓 基 泰	
	警察大学校長	崔 貞 桓	

国別	訪問先責任者	研修員(参加年度)
韓国	警察大学副校長 警察大学教学課長 保健社会部薬政局 麻薬課長	宗 東 彦 朴 瑛 圭 李 義 燦
インド ネシア	ジャカルタ警察本部 総監 パコラック事務局長 国警本部第3局長 " 麻薬取締部長 西ジャワ警察本部 第一部長	Mr. Soetadi Ronodipoero Mr. Soehary- ono Mr. Mohamad Subekti Mr. Taslim Ibrahim Mr. J.F.R. Montolau
		(ジャカルタ警察本部) Mr. Kaffandi (1968) (国警本部) Mr. Mohamad Subekti (1966) Mr. Djadid Tardjung (1974) Mr. Idris Djamris (1970) Mr. Wahjudi Wiriodehardo- jo (1965) (法務省) Mr. Muhamad Budiarto (1973) Mr. Supjan Suradimadja (1975) (検察庁) Mr. Dicky Sadikin (1974) (パコラック) Mr. Soeharyono (1973)
シンガ ポール	警察本部長 中央麻薬局長 関税局長	Mr. Tan Teckkhim Mr. John Hanam Mr. Lim Thean Soo
		(中央麻薬局) Mr. John Hanam (1970) Mr. Poh Geok Ek (1972) Mr. Ahmad B.A. Malik (1971) Mr. Mumyandi Sundram (1973) Mr. Muthiah Arumugam (1974) (関税局) Mr. Anaimugan Thambiah (1968) Mr. Sim Chuan Szto (1967)
マレー シア	警察本部刑事局次長 警察大学校長	Mr. Abdul Rahman Mr. Z. T. Rajashin- gann
		(警察本部) Mr. Tan Khoon Thor (1963) (1972) Mr. A. B. M. Kassim (1970)

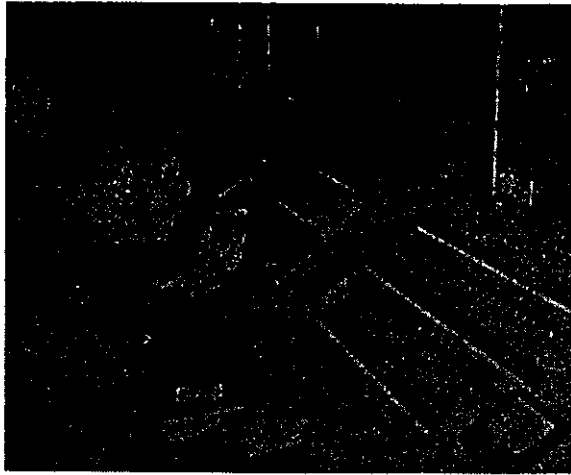
国別	訪問先責任者		研修員(参加年度)
マレーシア	セランゴール州 警察本部長 " 警察本部次長	Mr. Santokh Singh Mr. A. B. M. kassim	(中央麻薬局) Mr. Hasnan B. A. Aziz (1975)

第2 各国別巡回指導状況

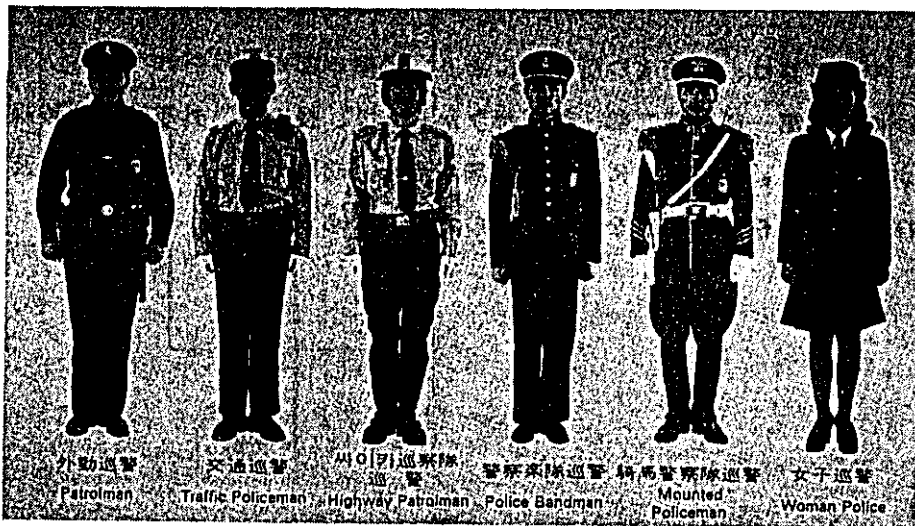
1 韓国

(1) 警察制度の概要

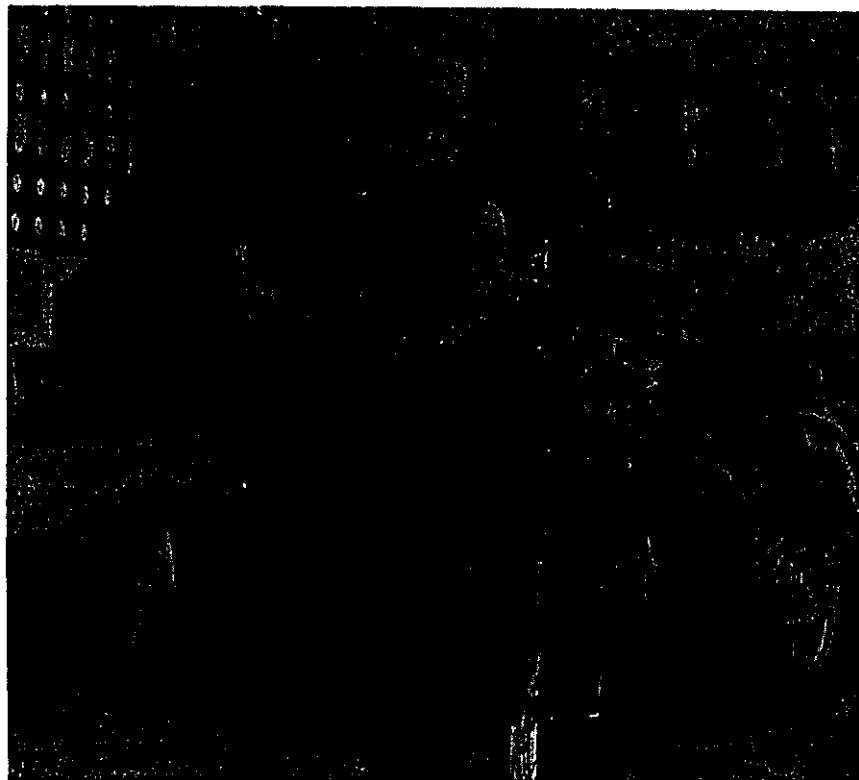
※ ① 市警察局、有線交換室



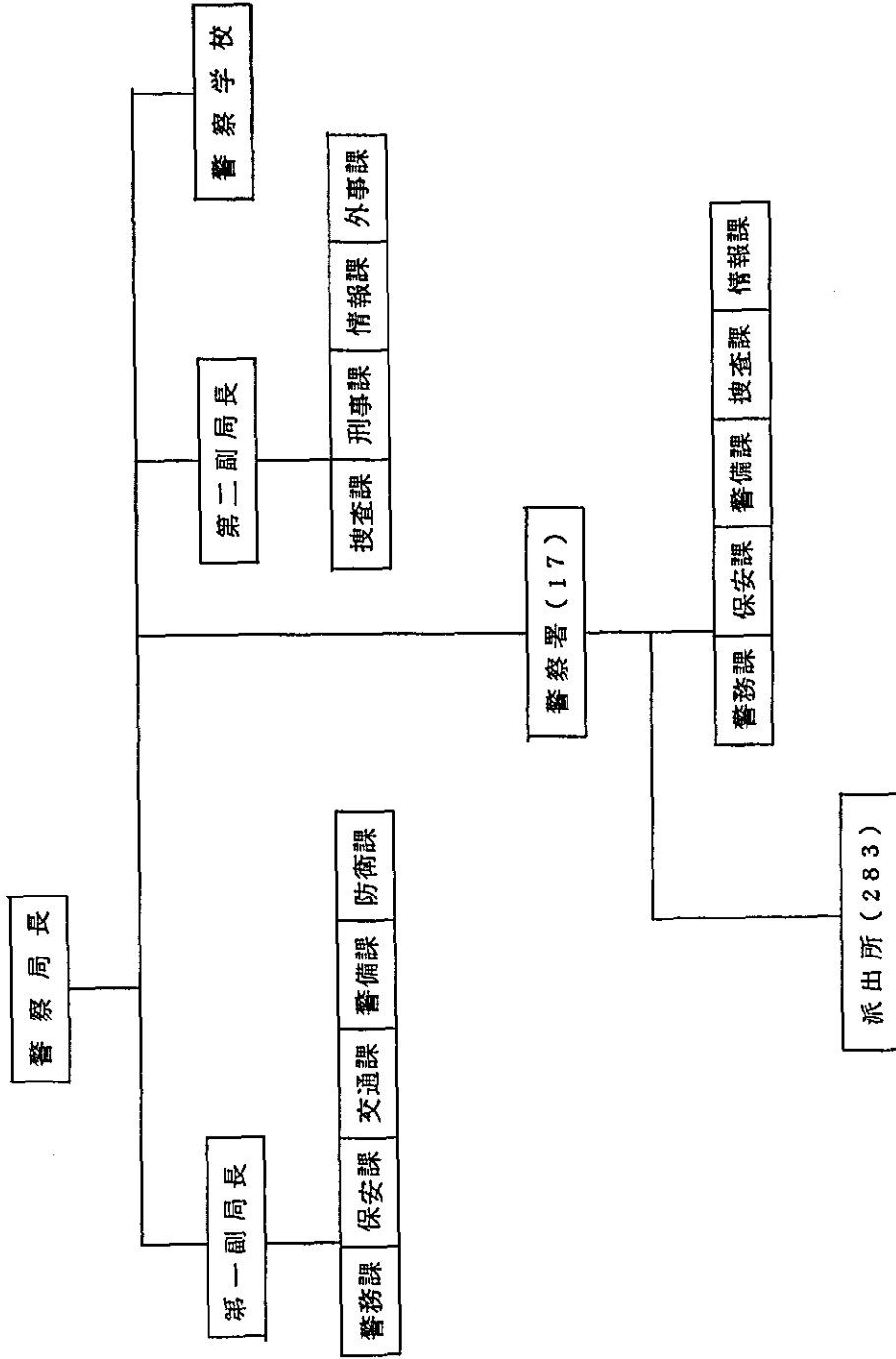
※ ② 階級、制服



※ ③ 子供を手当している白バイ警官



中央警察は、内務省の所轄下にあり、警察本部が設けられている。3つの部（第一部、第二部、第三部）からなり、捜査課、外事課、情報課が所属する。九道2市に地方警察局があり、訪問したソウル市警察局及び所轄の警察署の組織を示すと次のとおりである。



京畿道警察局における犯罪取締りの状況は、次のとおりである。

年度別	1970	1971	1972	1973	1974	1975(11)
件数	30,137	34,060	37,609	35,480	33,590	33,394
		+13%	+10.4%	-5.6%	+5.7%	

1975年11月末までの主要犯罪発生、検挙状況は次のとおりである。

	殺人	強盗	強姦	放火	暴力犯	盗犯	過失致死傷	風俗犯	賭博
発生	51	215	189	58	8576	5890	4149	378	284
検挙	47	231	186	36	8262	4378	4067	368	288
%	92	107	98	95	96	74	98	97	101

	詐欺	横領	背任	赃物	その他刑法犯	麻薬犯	関税法	兵役法	その他特別法
発生	1998	880	366	855	325	28	117	575	5835
検挙	1769	816	377	866	318	28	117	452	5438
%	89	92	103	101	98	100	100	79	93

(2) 麻薬取締りの実情

麻薬取締りは、厚生省薬事局麻薬課、内務省警察本部及び大蔵省税関において所掌している。それぞれ捜査権を有し、検察の指揮を受けて捜査を実施している。

厚生省薬事局麻薬課は、麻薬係及び監視係からなる。麻薬係は、輸入、譲渡、譲受、保管、使用及び中毒者の治療、リハビリテーションを含めて一切の麻薬規制に関する行政を担当し、監視係は、不正な麻薬の取扱いの取締りを所掌している。警察は11の警察局の組織を通じて、麻薬犯罪の取締りにあたっている。

税関はもちろん輸出入に関して取締りを実施している。

		1965	'66	'67	'68	'69	'70	'71
麻薬	件数	1,975	1,671	1,336	1,491	1,519	822	690
	人員	2,386	1,855	1,524	1,635	1,579	904	759
覚せい剤	件数						67	144
	人員						75	158

		'72	'73	'74
麻薬	件数	548	409	247
	人員	727	528	289
覚せい剤	件数	585	528	686
	人員	703	651	950

麻薬には、アヘン、生アヘン、ヘイロン、モルヒネ、コカイン、コデイン等、薬物には、LSD、メタフェタミン、アンフェタミン等が供用されている。麻薬の減少に対し、覚せい剤の増加が注目されるところである。覚せい剤事犯は、日本から原料を持ち込み、主として釜山地域の密造工場で覚せい剤として製造され日本へ密輸するというスタイルをとっている。覚せい剤事犯の増加傾向にかんがみ、情報交換を活発に行い、双方からの封圧が必要である。また、韓国では大麻栽培に関して法規制が行われていないため、大麻乱用の世界的風潮の中で青少年の間に流行のきざしがみえるのであるが、大麻は、韓国の伝統的な夏服の生地麻織物の原料で、化学繊維が普及したため年々需要が減少しているとはいえ、現在でも全国の栽培面積は2739ヘクタールを要し、また、野生の大麻も多い。このため有効な対策が講じられ難い現状にあるとのことで、目下その法規制を検討しているところである。

(3) セミナーに関する意見

セミナーを通じて得られる友情、そして我が国の各般にわたる実情を体験的に理解し得る点を最大のメリットとして評価しているようである。

麻薬犯罪に対する取締り強化の問題は、共通の課題として容易に一致点を見出し得るのであるが、それは認識の範囲に止まり、あるいは参加研修員の努力目標に終わり、義務を伴う行動準則とはなり得ない実情にある。この点に関する具体的な意見は余り聞かれなかったが、覚せい剤の密造事犯の取締りに関し、我が国からの犯罪情報の提供方について要望する意見が、警察幹部の人達から提供されている。

友情と見聞を基礎にしたその後の情報交換は、セミナーの実施を担当する警察庁において、組織化し、積極的に行う必要があるのではないかと思われた。

2 インドネシア

(1) 警察制度の概要

国家警察本部は、警察長官の下に、副長官、3人の参謀を配し、取締り、管理及び特務を分掌している。国警本部の下に、17管区警察部、警察署、警察分署そして派出所の組織編成を採っている。

ジャカルタ警察部を例にとると、6警察署、24の警察分署、72の派出所を擁し、8,799人の警察力を有している。全警察力は14万人である。軍と警察の未分化の現象が多く見られ、携帯する武器、制服そして階級も共通のものようである。軍事的な色彩を強くもちながらも、警察上の問題を社会問題としてアプローチしようとする姿勢が窺われた。

インドネシア国家警察の歴史的背景として、1945年のインドネシア共和国の建国以来の警察の歴史を略記すると次のとおりである。

- 1945年8月19日独立準備委員会によって起草された綱領により、インドネシア警察は、内務省の管轄下に置かれる国家警察とされ

た。

- 1946年7月1日国家警察は、首相直轄の独立機関とされた。
- 1947年8月1日警察は軍隊に編入された。
- 1948年2月4日国家警察は当分の間大統領及び副大統領の統轄下に置かれるものとされた。
- 1949年2月15日から同年12月27日までの間、国家警察は国防大臣の所轄に置かれた。
- 1950年1月16日国家警察は、内務大臣の所轄下に置かれたが政治に関連する事項については検事総長を通して首相の監督を受けることとされた。
- 1950年1月27日国家警察は国防大臣の所轄下に置かれる。
- 1959年7月13日国家警察は独立した警察省とされた。
- 1960年12月13日インドネシア共和国の軍は、陸軍、海軍、空軍及び警察軍の4軍とされた。警察が軍の一翼とされたのである。
- 1964年11月12日警察軍は他の3軍と共に1つの省（国防治安省）に置かれた。
- 1969年6月27日警察軍は国防治安省に置かれたまま再編インドネシア国家警察と改称された。

政情の変遷そして社会の変動に対応してインドネシア警察は、上記のとおりめまぐるしい変遷をしている。インドネシア警察は、5つの秩序即ち法秩序、社会秩序、経済秩序、政治秩序そして防衛秩序の維持にあたるといわれている。警察力が軍事力としてどのような形で管理運用されるべきかについての方針が相当流動的であったことを物語っており、警察管理上なお問題を抱えている状況が窺えるのである。

警察の責務をみると次のとおりである。

- ① 秩序維持にあたり、社会の平穏を確保すること。
- ② 事件事故を未然に防止し、その鎮圧にあたること。

- ③ 生命、身体及び財産を保護すること。
- ④ 国内で発生する各種事案に関して国の安全を保持すること。
- ⑤ 法令遵守の精神を醸成すること。
- ⑥ 刑事訴訟法の規定に基づいて各種犯罪の捜査にあたること。
- ⑦ 国家の安全を害する危険な思想の取締りにあたること。
- ⑧ 総合防衛システムの中において軍事活動に従事すること。

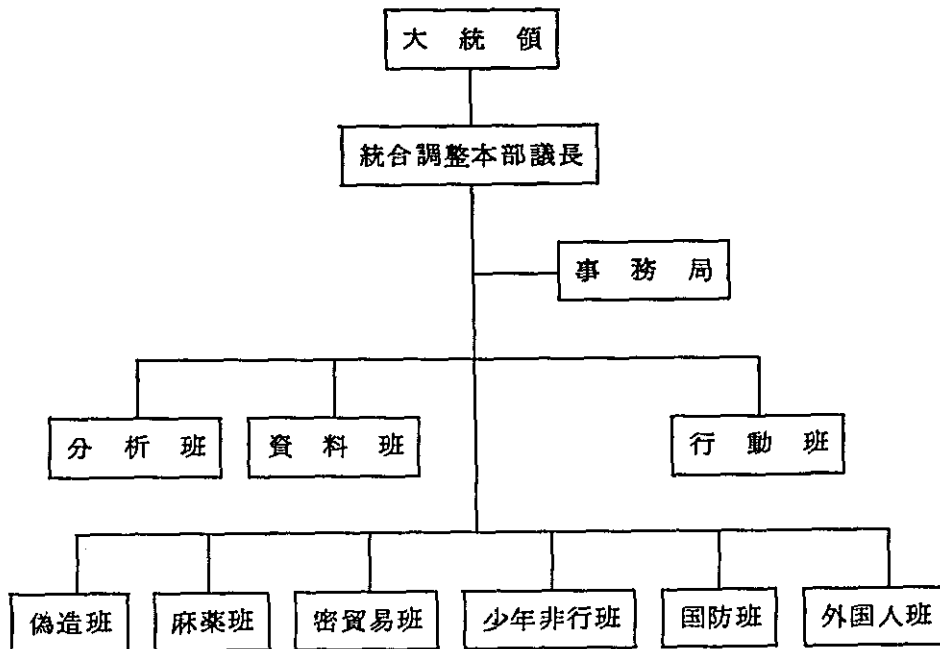
(2) 麻薬取締りの実情

大麻草やココアの木は、広大なインドネシアの森林地帯で野生し、あるいは栽培され、乱用に供される実情にある。ガンジャ（マリファナ）は、一部地域で調味料として使用する風習もあり、また、近時青少年の間に乱用される風潮がみられ、取締りは極めて困難な状況にある。

麻薬中毒者数は、調査結果によるとモルヒネ中毒者4,000人、アヘン中毒者5,500人となっているが、暗数を勘案するとモルヒネ中毒者8,000人、アヘン中毒者11,000人、計19,000人とされている。麻薬の密輸は、最近活発である。ゴールドトラリアングル地帯から、マレーシアを経由し、島沿いに、又はシンガポールを中継地として密輸されている。1971年インドネシア国家警察本部に麻薬犯罪捜査部を設置し、警察は総合調整機関であるバコラックと協力してその取締りにあたっている。

麻薬取締りに関し、1971年9月8日付大統領指令第6号に基づいて設置された統合調整本部（バコラック）の機能について触れておきたい。

まずこの機構を図示すると次のとおりである。



大統領直轄の機関であって、次のような責務を有する。

- ① 政府各省庁間の重要問題についての調整を図ること。
- ② 各省庁において実施する資料収集活動及び事前又は事後にわたる各種措置に関し基本方針を策定すること。
- ③ 必要に応じ、直接資料収集及び各種施策を実施すること。

この麻薬班の活動の実情は明確にはできないが、情報収集、麻薬に関する各種広報活動、外国の麻薬取締機関との連絡、取締りに関する調整活動等の範囲を出ないものと思われる。

(3) セミナーに関する意見

セミナーに関する意見が活発に出された。参加人員の割当てを少なくとも2名と望む意見、逆に1名でよいという意見があった。前者は、麻薬問題をめぐって各般の専門家の意見が必要であること、後者は、でき

るだけ多くの国から研修員の参加を得る必要があるというものである。宿泊施設は満足しうるものであるが食事について各国の食生活の実情を配慮してもらいたいという意見も出されている。研修内容について、捜査担当の実務家による講義が大変参考になった。施設等の見学が大変良かったという意見の中で、特に考慮を要すると思われたのは、研修員の発表及び発表内容をめぐる討議の時間をもう少し多く設けてもらいたいというものであった。又、リフレッシュ・コース設立及び麻薬取締に関する出版物の送付についての要望が出された。犯罪捜査が、極めて社会的な現象である犯罪に対し、これをめぐる様々な人間関係を、与えられた社会資源を活用しながら切り開いて行くものであるため、麻薬犯罪の取締り及びそのための国際協力活動を強力に推進しようとするためには、当外国の捜査権限の具体的な実現のプロセスを、地域社会のそれをめぐる反応の態様を含めて知る必要があると思われる。

研修旅行は、楽しい思い出を多く生み出し、いつまでも記憶しているようである。研修期間中の日常の生活を通じて得られる友情と共に、人間の絆を創造し、国際協力活動の基盤を提供しているように思えた。

3 シンガポール

(1) 警察制度の概要

警察の機構の概要は次のとおりである。

最近の犯罪情勢では、次のような特徴がみられる。

- ① 犯罪はこの10年間(1962-72)多少の変動はあるが、ほぼ横ばい状態で推移していること。

年次	1962	'63	'64	'65	'66	'67	'68
件数	15,752	18,189	17,653	20,755	20,261	22,088	20,535

年次	'69	'70	'71	'72
件数	19,696	19,835	22,564	20,208

- ② 検挙率は、1966年から69年の間は、37%から39%の間を推移していたが1971年には32%と減少した。
- ③ 最近、15才から19才までの青少年による犯罪が増加していること。
- ④ 巧妙で組織的な犯罪が増加している。また、最近、銃を使用する強盗事件が増加の傾向にあること。
- ⑤ カナビス、MX、モルヒネ、ヘロインなどの施用、取引事犯等各種麻薬犯罪がこの数年著しく増加していること。

以上のような犯罪情勢は、多くの課題を警察に投げかけているのであるが、その他交通問題も重大である。シンガポールは、1,250マイルの道路を有し、1973年には367,541台の自動車、431,364台の自転車等(自動車以外の車両)が走行している。6人に1台の普及率である。このため交通規制、街頭での交通取締り等の活動が強く要請されている。

(2) 麻薬取締りの実情

シンガポールの麻薬は、主にアヘン、モルヒネ及び大麻であるが、最近青少年層における大麻及びメタクロン乱用の傾向が著しい。1973年

中に検挙した人員は 3,339 人であり、事犯別にみるとアヘン事犯 1,867 人、大麻事犯 674 人、メタクロン事犯 467 人、モルヒネ事犯 326 人、ヘロイン 10 人、パッシュ 3 人である。生アヘンの大部分は、ビルマ、ラオス、タイの“黄金デルタ地帯”から供給される。大麻は、小型漁船を使って隣接諸国から密輸される。1973 年 7 月従来の規制を改め、新たに薬物乱用取締法を制定した。一定量以上の規制薬物を所持する行為を取引行為と推定する規定を設けたこと、規制薬物を施用したと疑われる者からの採尿権限を取締官に付与したこと。麻薬常習者に対し施設に收容して治療を受けることを命ずる権限を中央麻薬局長に付与したこと。刑を全般的に強化したこと等がその内容である。この法律は、現在さらに規制強化するよう改正方を準備中である。規制の強化及び推定規定の強化がその内容である。

麻薬中毒者に対する治療は、刑務局の管轄となっているが、厚生省の医師が治療及びリハビリテーションに関し責任を負っている。治療とリハビリテーションを要する麻薬中毒者は全て麻薬クリニックに收容される。解毒療法を必要とする者はアレクサンドラ病院に送られ、治療後セント・ジョーンズ島にあるリハビリテーション・センターに收容される。ここでは審査委員会が設置されており、治療方法、アフターケア等について勧告を行っている。治療の必要がない者については、シンガポール麻薬対策協会（SANA）に送付される場合もある。

SANA は、次の諸活動を推進する民間の団体である。

- ① 麻薬乱用防止に関する啓蒙活動
- ② 麻薬施用及び中毒に関する各種カウンセリング
- ③ 中央麻薬局その他の麻薬関係機関団体との協力活動
- ④ リハビリテーション施設の維持管理
- ⑤ 麻薬に関する各種資料の収集及びその活用
- ⑥ 活動資金の調達

運営委員会は、会長(1) 副会長(2) 事務局長(1) 財務委員(1) 及び委員(6) で構成される。事務局長は中央麻薬局が指名する者になることになっている。このSANAには、3名のカウンセリング専門官が配属されている他100名の民間カウンセラーが委嘱されている。又ここにはSANAハウスという施療院が開設され治療を要する青少年を收容し、治療している。

(3) セミナーに関する意見

現在セミナー研修員相互の緊密な連携を図り、セミナーの発展に資することを目的として会を結成することを麻薬セミナー帰国研修員が中心となって企画中であり、セミナーの動向についても深い関心が寄せられている。最も興味を抱いた点は、セミナー研修員の選定を重視することであった。帰国後、研修の成果がいかにかに生かされるかは、セミナー担当者にとってみれば重大な関心事であり、活躍の場を研修員が得ること、そして、得る見込みのある人材を研修員として受け入れることが重要である。幸いにしてセミナー研修員の多くは帰国後重要なポストを占め、発言力も高く、従ってセミナーの効果もまた高く評価し得るものとなっている状況が窺えるのである。このような事情の下で、研修員の選定を慎重にし、帰国研修員に対する各種資料の提供、帰国研修員との情報交換等について積極的な活動を望む意見が提起された。また、麻薬セミナーのあり方として、麻薬取締りに関する諸問題について国際的なレベルで具体的な協力、相互援助活動を生み出すような方向で運営される必要があるという意見が出されている。すでに14回を数え、多くの研修員を送り出している実績を基に、セミナーの立場を踏まえて共通の確認事項を導き出す努力をすべきであり、このため麻薬取締りに関する関係諸国の諸国体や国際関係団体との連携を図る必要があるという意見である。

4 マレーシア

(1) 警察制度の概要















連邦警察本部には、人事部、財務部、刑事部、執行部そして特務部の5部が置かれ、その指揮管理下に11州警察本部並びにサバ及びサラワク警察本部があり、それぞれ警察管区、警察署、派出所（駐在所）を抱えている。

警察の責務は ①法秩序の維持 ②平穏の確保 ③犯罪の予防及び鎮圧 ④犯罪者の逮捕及び訴追 ⑤国家防衛情報の収集 にある。また、戦争その他の緊急事態において、軍隊と協力し国の防衛にあたるものとされている。

マレーシアは、1967年9月16日に誕生している。11のマラヤ各州（ジョホール、マラッカ、ネグリ、センピラン、パハン、トレンガヌ、ケランタン、セランゴール、ベラク、ペナン、ケダ、ベルリ）及びボルネオ州（サバ、サワクラ）から成る。マレーシア建国以前は、マラヤ連邦（現在の西マレーシア）、サバ及びサラワク（現在の東マレーシア）がそれぞれ国家を形成し、独自の行政機関、警察制度及び法務部を有していたのである。西マレーシアは1957年8月31日にイギリスから独立してマラヤ連邦を形成した。その後サバ及びサラワクがイギリスの植民地支配を脱してマラヤ連邦に加盟したものである。そしてこのマラヤ連邦、サバ及びサラワクの警察が統合されてマレーシア警察が置かれたのである。サバ、サラワクの警察の機構は、警察長官の指揮監督を受けることとなったという点を除き、全く変わっていない。

マレーシアの警察は国家警察である。警察官数は41,252人、警察官1人当たりの人口負担は616人である。階級は、次の図のとおり14階級あり、警部までの10階級にある上級警察官、警部補から巡査長までの4階級にある中級警察官及び下級警察官たる巡査の3階層に分けられる。採用は巡査からの採用、警部からの採用及び警視補からの採用の3種がある。

LENCHANA2 PANGKAT (BADGES OF RANK)

	<p>KETUA POLIS NEGARA (INSPECTOR GENERAL OF POLICE)</p>
	<p>TIMBALAN KETUA POLIS NEGARA / PESUROHJAYA POLIS (DEPUTY INSP.-GENERAL OF POLICE / COMMISSIONER OF POLICE)</p>
	<p>TIMBALAN PESUROHJAYA POLIS (DEPUTY COMMISSIONER OF POLICE)</p>
	<p>PENOLONG KANAN PESUROHJAYA POLIS (SENIOR ASSISTANT COMMISSIONER OF POLICE)</p>
	<p>PENOLONG PESUROHJAYA POLIS (ASSISTANT COMMISSIONER OF POLICE)</p>
	<p>PENGUASA POLIS (SUPERINTENDENT OF POLICE)</p>
	<p>TIMBALAN PENGUASA POLIS (DEPUTY SUPERINTENDENT OF POLICE)</p>
	<p>PENOLONG PENGUASA POLIS / KETUA INSPEKTER POLIS (ASSISTANT SUPERINTENDENT OF POLICE / CHIEF INSPECTOR)</p>
	<p>INSPEKTER POLIS (CONFIRMED INSPECTOR)</p>
	<p>INSPEKTER PERCHUBAAN (PROB / INSPECTOR)</p>
	<p>INSPEKTER KECIL (SUB - INSPECTOR)</p>
	<p>SARJAN MEJOR (SERGEANT MAJOR)</p>
	<p>SARJAN (SERGEANT)</p>
	<p>KOPRAL (CORPORAL)</p>

警察教養機関は次の5つである。

- ① 警察学校：初任教養、運転、無線操法等の専科教養及び補修教養を行う。
- ② 刑事学校：犯罪捜査及び犯罪予防に関する教養が行われる。刑事になるためにはこの学校教養を受けることが必要とされる。
- ③ 特殊訓練学校：刑事その他の専門分野にある警察官に対する教養を行う。
- ④ 警察大学：警部及び警視補の警察官に対する教養を行う。
- ⑤ 野戦訓練学校：ジャングルでの各種戦闘技の訓練を行う。

イギリス、アメリカ、オーストリア、日本、ニュージーランド、フランス、ベルギー、パキスタン、インド、東ドイツ、ビルマ、インドネシアで開設される各種警察コースに毎年数名の警察官を派遣して研修を受けさせている。外国の警察大学に派遣又はオックスフォード大学、マンチェスター大学、ロンドン大学、マラヤ大学などの大学で特別のコースを受けさせることもしている。また、シンガポール、ブルネイ、タイ、スリランカ、カンボジア、ベトナム、ラオス、ネパール、バブア、ビルマ各国から研修生を受け入れている。

(2) 麻薬取締りの実情

マレーシアでは、アヘン、モルヒネ、ヘロイン及びガンジャが多く乱用されている。アヘンは全て近隣諸国から密輸されるものである。タイ南部か陸路マレーシア北方地域を経由して、アヘンその他の麻薬がまた沿岸漁船等を利用して大量のアヘンが様々な方法を用いて輸入されている。

最近若年層における麻薬乱用の傾向が顕著である。1974年中警察

が検挙した被疑者は1478人であるが、これを年齢別にみると16才以下12人、16才～30才589人、30才～40才182人、40才～50才105人、50才以上590人となっており、16才～30才の層が全体の約40%を占めており、しかも昨年に比し8%の増となっている。麻薬乱用の傾向に鑑み、1972年10月中央麻薬局が設置されている。麻薬対策委員会がこの麻薬局を管理している。委員会の長は、法務大臣で、厚生省、教育省、文化省、情報省、内務省、労働省、関税局、警察本部、監督局、化学局及び中央麻薬局の代表者並びに5人の有識者がメンバーになっている。この中央麻薬局の任務は、麻薬乱用防止に関する関係諸機関の諸活動の調整、麻薬乱用防止に関する広報及び麻薬乱用行為の取締りにある。

警察及び税関において扱う全ての麻薬事件情報が中央麻薬局に集中するシステムになっており、麻薬取締事案や不正施用事犯の取締りは、最終的に中央麻薬局(CNB)においてチェックされている。しかし、取締官の数が少ないため大規模かつ困難な事件の捜査をするにとどまっている。局は、情報部、広報部及び総務部に分かれ、情報部には5名の警察官と2名の書記が配置され、広報部には1名の厚生省から派遣された事務官が、総務部には6名の事務官が配置されている。また、全国をカバーするため次の表に示すとおり4つの地方機関が置かれている。

名 称	所 在 地	管 轄 区 内	配置(取締官・事務官)
北部地区 本 部	ベナン	ベナン、クダ(ベルリス)、 ケランタン、トレンガヌ	9(8警察, 1税関)、 2(書記, タイピスト)
中央地区 本 部	クアラルン ブ ー ル	セランゴール、ベラク、 ネグリ、センピラン	7(警察)
南部地区 本 部	ジョホール バ ハ ル	ジョホール、マラッカ、パ ハン	7(警察) 1(書記)
東部地区 本 部	サラワク	サラワク、サバ	4(警察)

情報部では、麻薬情報の収集、保管、統計、年報等の作成、渉外事務を所管している。広報部は、麻薬乱用防止に関する広報を、総務部は局の総務を所管している。

1970年以降の麻薬犯等の検挙人員は次の表のとおりである。

年次	1970年	'71年	'72年	'73年	'74年	'75年 9月末
検挙人員	711人	908人	1,155人	1,613人	1,819人	2,292人
対 比		28%	27%	40%	13%	26%

(3) セミナーに関する意見

警察本部の幹部は、治安活動と能率的に遂行するための警察の組織・管理に関し興味を抱いており、このような問題を扱うセミナーを希望していた。帰国研修員は、麻薬セミナーが今後ともできるだけ多くの研修員を受け入れて、各般にわたって討議することを希望するとともに、研修期間中の我が国における見聞が大いに役立っていること、他国研修員との意見交換が有意義であったことを強調し、継続的な情報交換の必要性を訴えていた。

第 3 結 論

1 韓国における麻薬取締りに関して

韓国における警察のシステムは我が国のそれと著しく類似するものであり、相互理解において余り困難を感じないのであるが、政治、経済、文化そして歴史的な背景の相異もあり、警察の機能、警察活動の実情、警察職員の処遇そして麻薬犯罪の実情とその取締りのあり方は、相当隔たりのあるものになっているようである。特に印象に残る点は、深夜の通行禁止令が警察活動に、そして警察運営に相当影響していること。国民統合の精神教育が警察教養の場で強く叫ばれていること。国民の生活実情のは握が相当徹底して行われていること。軍事上の要請による警察の防衛機能の実情等であった。麻薬犯罪に関していえば、基地周辺における麻薬犯罪の実情及び釜山を中心とする覚せい剤密造の動向等であった。犯罪捜査は、検察・警察が所管しているのであるが、検察の指揮権が警察の捜査に全面的に及び、重要拠点には、検察・警察の混成チームが編成されている実情にある。そして警察の捜査権限は強大で、麻薬犯罪に対し抑圧的に対処しているようであった。警察の責任者が、麻薬犯罪は韓国では極めてまれであること、セマウル運動の推進により覚せい剤密造所もほぼ壊滅状態にあることを指摘していたことは印象的であった。韓国に関しては、我が国における麻薬犯罪捜査の実情を広く紹介すること、そして日韓相互の麻薬・覚せい剤犯罪情報の交換を活発にすることの必要を痛感した。

2 インドネシアにおける麻薬取締りに関して

犯罪捜査期間及び国民の生命、身体及び財産の安全を確保するための機関としての警察は、危険な犯罪その他の現象に対し有効適切に対処しうるため、その能率的な組織を確保し、満足しうる安全を維持するため、その

地域社会の実情に即応した活動をしうるものでなければならない。インドネシアの警察の実情を知るには、さらに豊富な資料と社会認識が必要であり、今回の見聞のみに基づく判断は誤りを多く含むものであろうが、その地域の実情に即したシステムを採用していることは間違いないところであろう。しかし情報伝達の手段である通信網の決定的な欠落は、予防措置を観念的なものに終らせているように思える。麻薬セミナーの中で、総合的な麻薬犯罪への取り組みの現実を討議することは有効なことだという感を深くした。

麻薬セミナーは高く評価されているようである。警視副總監、参謀、国警本部局長といった高官の人達が、セミナーの研修員であったことを知り、伝統的な重みをこのセミナーが有していることを悟った。ここでは、現地における人脈のフォロー、あるいは我が国警察とインドネシア警察との相互の交流の活発化をセミナーが約束してくれるよう今後とも努力する必要を痛感した。

3 シンガポールにおける麻薬取締りに関して

中央麻薬局長自身がセミナーの研修員であったこともあり、局長自身から麻薬取締りに関する熱心な説明を受けたのであるが、ここでは麻薬問題が国の存亡をかけた重大な課題であることが理解される。わずか581 km²の領土、224万人の国民(21才以下が約半数を占める)からなる小国において、2大学をようしているが、この大学の中に麻薬がはびこるようなことにでもなれば、指導的な人材を涸渇し、国家は指導力を失ない衰退の道をたどらざるを得ないことにもなるであろう。近く法律の改正をみることになるが、これによれば麻薬犯罪に対する科刑は峻厳を極める。所持する麻薬の量により販売目的所持罪が推定され、無期懲役又は死刑が科される。犯罪捜査権限は強大であり、治安省長官の判断で、犯罪容疑者を長期にわたって拘留することが可能である。このような強大な権限に基づく抑

圧的な捜査活動の状況に対比し、予防的な麻薬対策は多くの問題を含んでいるように思われる。シンガポールの歴史を理解すれば、国民の間に、麻薬が罪悪感を伴うことなくこれを手にする風潮が根強く存することが了解される。ここでは、予防対策そして国民に対する広報、広聴活動の推進方策についてセミナーの場で討議を続ける必要を感じた。

4 マレーシアにおける麻薬取締りに関して

マレーシアにおける麻薬事情は、シンガポールにおける程深刻ではないにしても、いわゆるゴールドトライアングル地帯（ビルマ・ラオス・タイ）からの麻薬の流入、秘密結社組織の手による麻薬供給、そして日本は勿論、欧米への麻薬密輸のチェーンは、この国における麻薬犯罪の動向を濃く彩っているように思われる。中央麻薬局を設立し、麻薬犯罪対策を一段と強化して以来、犯罪件数は急激に上昇のラインをたどっている。ここでは、特にゴールドトライアングル地帯における麻薬対策の推進、悪徳麻薬商法を撲滅するための強力な指導取締りの必要性を痛感した。マレーシア警察の仕組みは、地域の実情に密着した極めて能率的な内容をもっているようであった。警察大学校における教養は、有能な、国際感覚の豊かな警察幹部を育成しているし、第一線の警察は、治安の確保に関し地域責任システムによって組織され、地域住民の意向をたくみにとり入れた予防的な活動を展開しているようである。警察は、大部分の犯罪（懲役3年以下の犯罪）に関し、検察の機能を果し、地域の町の裁判官としての機能を発揮しているようである。このような警察機能を基礎に麻薬犯罪の取締りを行っているのであるが、我々は麻薬セミナーによって形成された人脈をパイプに、平素から活発な情報交換を行い、麻薬問題に有効に対処して行く国際協力活動の必要性を痛感した。

5 む す び

歴史と文化、政治と経済の相異の中でそれぞれ秩序づけられている麻薬対策のための国家又は地方の行政組織等を有効に活動させ、人類共通の敵である麻薬犯罪に対し、国際的な連携を保持しつつ取締りを展開すること。そして麻薬におかされた病める国民を救い、麻薬の害毒から速さけるための医療施策の充実、国民に対する広報、広聴の活発化は麻薬セミナーの重要な課題であり、セミナーがこの課題に対し、有効な方策を提供しうるよう、その運営を考慮する必要がある。このためには参加国が抱えている麻薬問題を相互に理解し合い実現可能な共通目標を設置する試みが必要であるように思える。できるだけ多くの関係国からできるだけ多くの研修員の参加を得て、麻薬問題の討議を尽くしていきたい。今回の巡回指導は帰国研修員のフォローアップとともに、今後のセミナー運営に関する参考資料を得ることができた点大変有意義であった。

別添 1

QUESTIONNAIRE (PERSONAL)

Please reply the following questions.

1. Name _____

2. Address _____

3. The name of the present office _____

Its location _____

Position _____

Rank _____

4. The contents of business you handle

Their relation with narcotic control

5. The name of the office you worked for when you participated in the Seminar

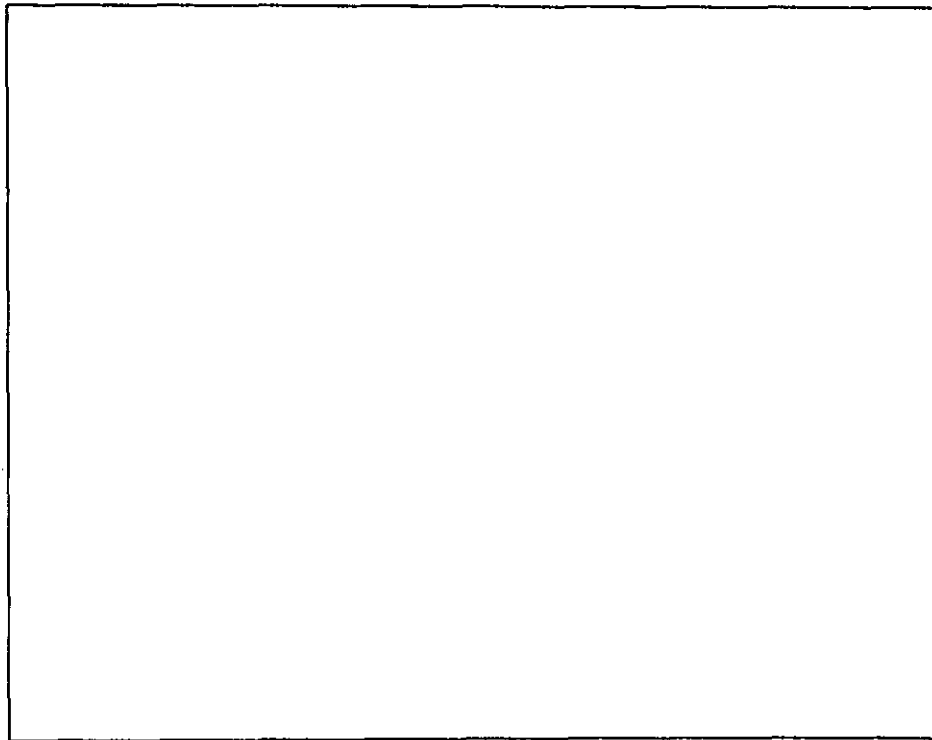
The post and rank you had at that time

Post _____

Rank _____

6. The contents of business in the charge of you when you participated in the Seminar

7. The organizational chart of your office, starting from a Section at the lowest level



10. Please list up 5 things in order of priority which have proved useful to you out of those things which you have acquired through the Seminar.

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

11. Your opinions about the Seminar with regard to the following points.

(1) the duration and time

(2) subject matters

(3) establishments used for the Seminar

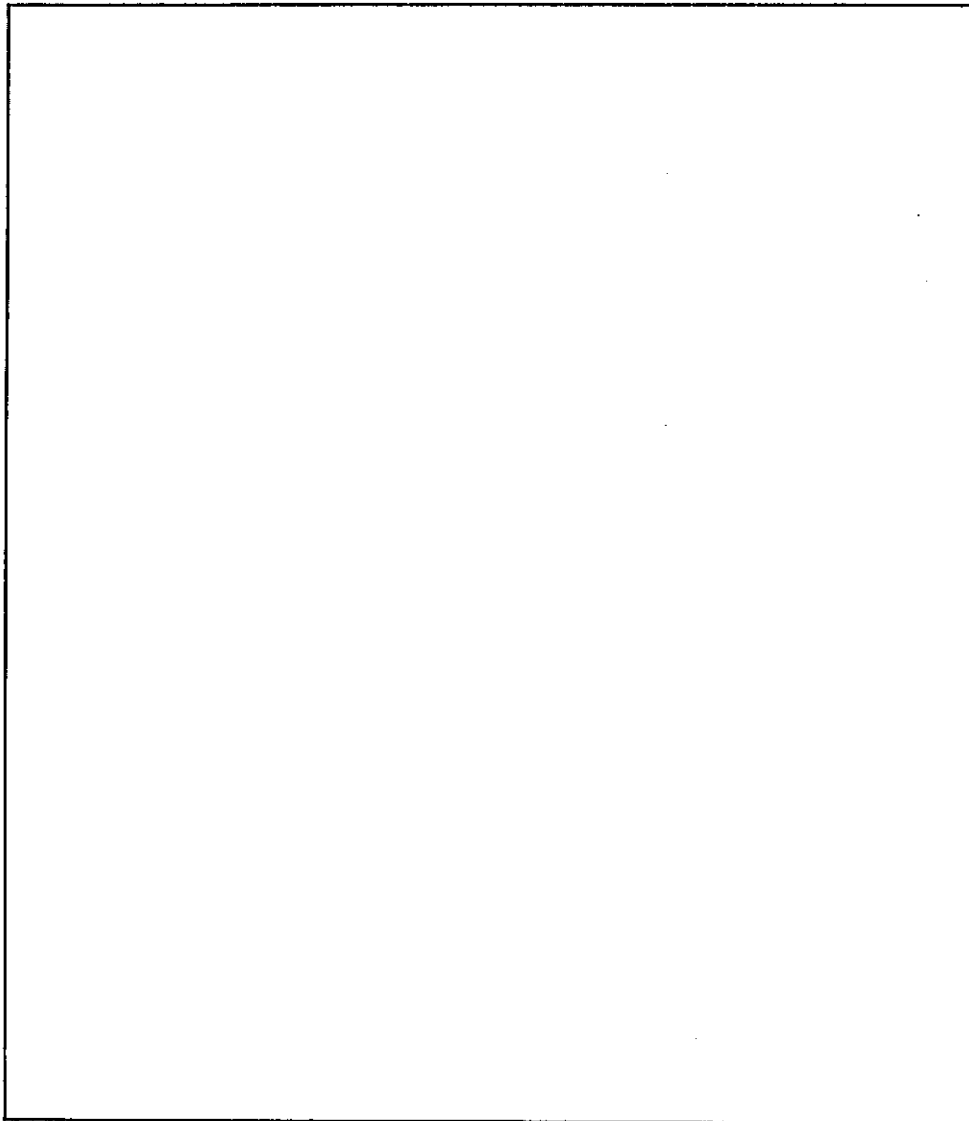
(4) others

別添 2

QUESTIONNAIRE

Please reply the following questions about

1. Please indicate the organizational structure by chart starting from a section level.



2. Contents of business conducted by each Section and the number of personnel assigned to each Section.

Name of Section	Contents of Business	the Number of Personnel

3. The number of personnel classified by rank or official class. clerical staff (employees)

Rank	the Number of Personnel	Official Class	the Number of Personnel

4. The number of vehicles in possession classified by type or kind.

the Number of Vehicles	Type or Kind
*Patrol car *traffic patrol car *Motorayde for traffic control *Investigative car *transportation car	

5. Form of duty of police personnel, especially in case of a patrolman, the form of his duty should included the hour of shift.

Contents of Business	Form of Duty	Hour of Shift
Partolman		

6. Crimes under the Penal Code in 1974, excluding fatal traffic accidents caused by professional negligence; the number of occurrences, arrests and of arrested persons, classified by type of offence.

Type of Offence	the Number of Occurences	the Number of Arrests	the Number of Arrested Persons

7. The number of traffic accidents in 1974.

--

8. The number of juveniles arrested on account of comitting Penal Code crimes, classified by the type of offence.

Type of Offence	the Number of Occurences	the Number of Arrests	the Number of Arrested Juveniles

別添 3

QUESTIONNAIRE (POLICE SYSTEM AND ACTIVITIES)

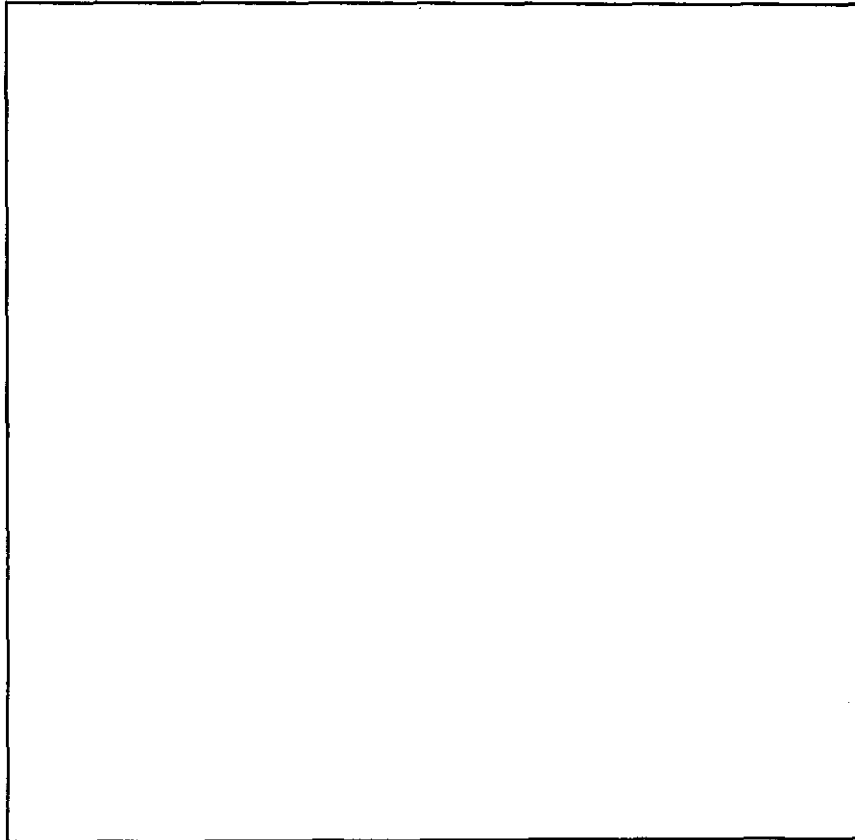
Please reply the following questions about

1. About the organization of the agency which is responsible for such affairs as the arrest of criminals, criminal investigation, traffic regulation and patrolling for ensuring the peace for residents.

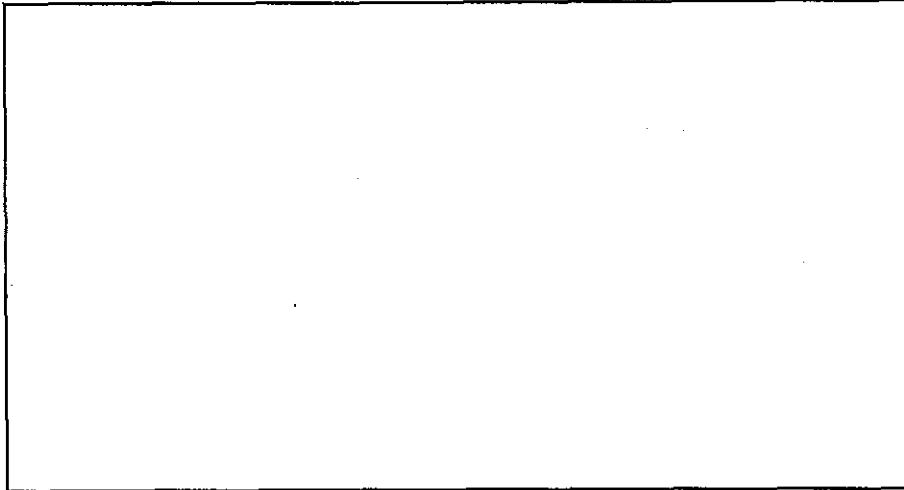
(the affairs: hereinafter referred to as "the police affairs.")

(the agency: hereinafter referred to as "Police.")

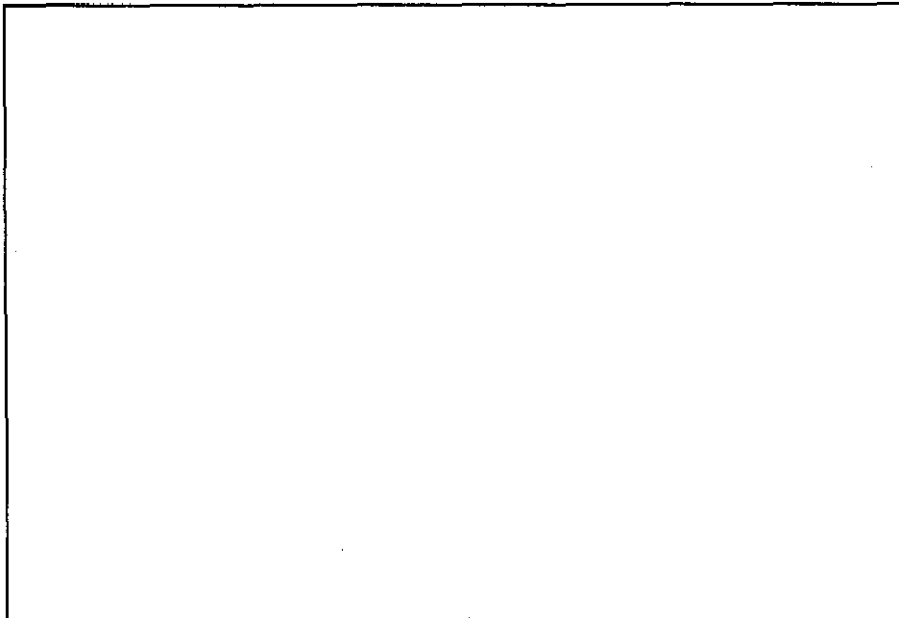
- (1) Show all the administrative organization including the central police by the chart using the Ministry or Agency as the smallest unit.



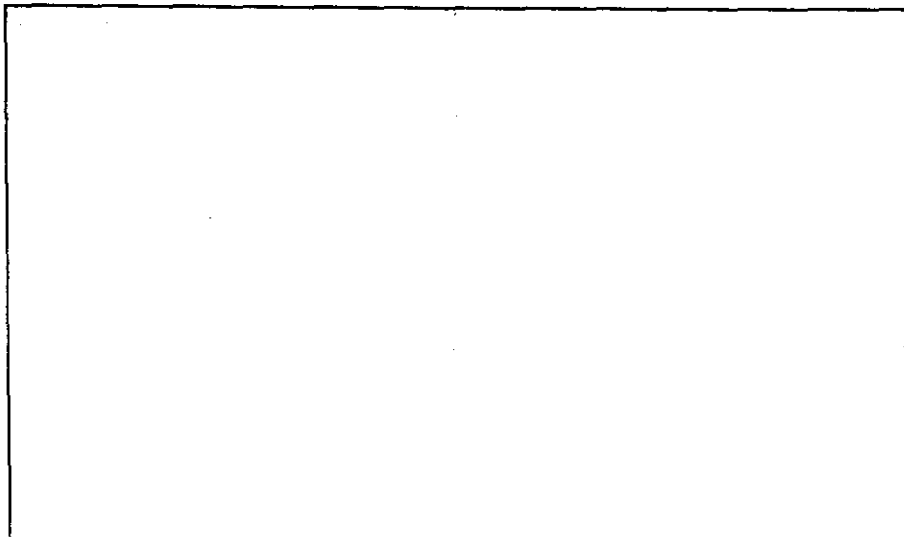
- (2) Chart the internal organization of the Central Police by using Section as the smallest unit.



- (3) Chart the subordinate local agency and the affiliated organizations of the Central Police.

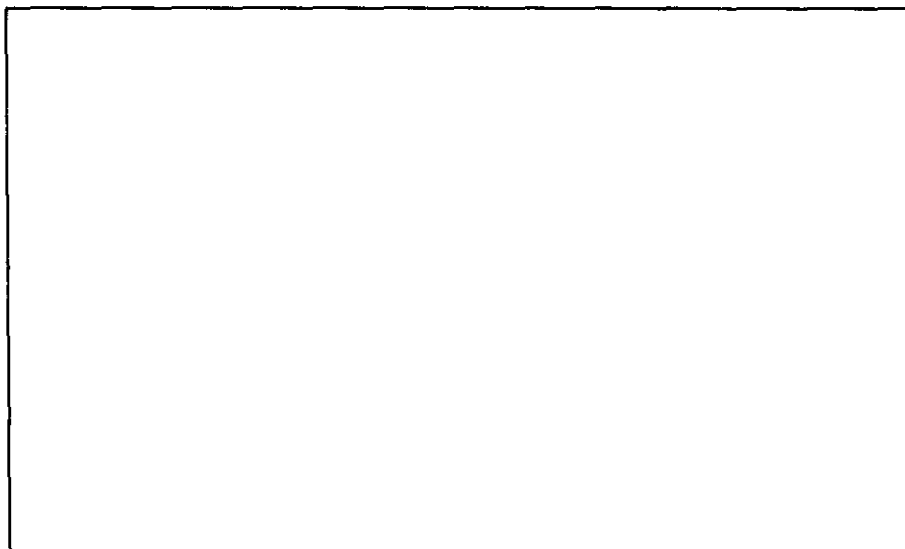


(4) Chart the organization of the local police.



(5) If you have any agency which is responsible for investigation of narcotic crimes other than police, chart the central and local organizations of such agency.

(the organization: hereinafter referred to as "special Police")



(6) Is only the special police responsible for investigation of narcotic crimes?

(7) How is the coordination made when the jurisdiction of the police and that of the special police overlap with regard to investigation of narcotic crimes?

(8) Show the number of personnel of the Police and of the special police, and show the number of cases and persons arrested for narcotic crime in 1974.

	the number of personnel	the number of cases arrested	the number of persons arrested
Police			
Special Police			

2 Personal Affairs and Welfare of the Police

(1) Show the kinds and ranks of police personnel.

Kind	
Rank	

(2) Does every member of police personnel have a rank?

(3) Show the number of personnel who have rank and the number of those who have not rank.

the number of those who have rank	the number of those who have not

(4) Are the authority to make arrest and other authorities concerning criminal investigation given only to those officials who have rank? Or, are they also given to those police personnel who have no rank?

(5) Show the number of police personnel classified by rank.

Rank				
Number				

Rank				
Number				

Rank				
Number				

- (6) Show the number of police personnel classified by age group (10 yrs or 5 yrs as a group).

Age Group				
The Number				

Age Group				
The Number				

- (7) Show the number of police personnel classified by the length of their service (10 yrs as a unit)

The Number			
Service Length			

The Number			
Service Length			

- (8) Divide the police into four groups roughly ---criminal investigation, traffic control, patrol and the other affairs, then show the number of each group. In showing the number, please divide the group again into two, namely, rank-holders and non-rank-holders.

	Criminal investigation	Traffic control	Patrol	the Others
Rank-holding				
Non-rank-holding				

- (9) Show the number of police personnel engaged in criminal investigation, of those who are solely engaged in narcotic investigation, and of those who are concurrently engaged in narcotic investigation and criminal investigation.

Criminal Investigation	Narcotic Investigation	Investigation of Narcotic crime and other crimes

- (10) List the qualifications for joining the police force.

(11) Do you have any system by which you employ a person as a higher or middle ranking official? If you have, list the qualifications for becoming such officials.

(12) How are the candidates selected? Show the procedure for selecting them concretely.

(13) Show the qualifications for becoming high-ranking officials and the method of selection of such officials.

(14) Show the starting salary for police personnel.

(15) The amount of salary would probably be in accordance with their ranks and the length of their service. Then, chart the details of the salary system with regard to the police personnel who have ranks and who are invested with the power to conduct criminal investigation.

(16) If you have a system by which special allowances are paid to those who have died or got injured on account of the dangerousness of work in which they were engaged, please show it briefly.

(17) Are there any special medical facilities provided for police personnel and their families? Further, are there any systems under which police personnel can receive necessary medical treatment preferentially or have their medical expenses subsidized? If there are, please explain such system briefly.

(18) Are there any special health home provided for police personnel and their families?

3. Budget of the Police

Show the sum total of the national budget for the police and of the national budget itself.

The sum total of the national budget for the police	
The sum total of the national budget	

4. Equipment

(1) Show the number of police cars classified by type or kind.

Type or kind of cars				
The number				

(2) Show the number of the aircraft and ships in the possession of the police, according to kinds.

Kind of aircraft				
The number				

Kind of ships				
The number				

- (3) Show the names and uses of the police equipment which the police officials carry for their daily work.

Names of equipment	Uses

5. Police School

- (1) Show the names and number of the establishments for the purpose of accomodating police personnel by class and giving them training and education for a fixed period.

(the establishment: hereinafter referred to as "police school".)

Name of the Police Schools	the number of the Police Schools

- (2) Show the courses for education and training at police school, their duration and the qualifications for taking such courses.

Courses	Duration	Qualifications

- (3) Show the names of the subjects for training and education and the number of school hours according to each course.

Course	the names of the subjects	the number of school hours

- (4) Show the number of personnel assigned to the police school according to the rank or class in work.

the Number of Personnel	Rank or Class

- (5) Show the number of police personnel who received education and training in 1974, according to courses.

Course	number	Course	number

6. Control of Narcotic Information

- (1) Show the kind and contents of systematized information concerning crimes or criminals which are useful in investigation narcotic crimes.

Modus Opreudi

7. The Incidence and Arrest of the Penal Code crimes

Show the state of the incidence and arrest of criminal cases (excluding deaths and injuries caused by professional negligence on the part of drivers) in 1974 by the chart.

the incidence: it is enough if the police have come to know about the case, and the same applies hereafter.

	Number of occurrences	Number of arrests	Number of arrested persons
Total			
Homicide			
Robbery			
Rape			
Injury			
Assault			
Threat, intimidation			
Fraud			
Breach of trust, embezzlement			
embezzlement			
Bribery			
Abuse of authority			
Forgery of currency and documents			
Gambling			
Obscenity			
Incendiarism			
Others			

When you find the above table inappropriate to follow, please give the number in accordance with the division of your own.

8. Control of Narcotic Crimes

(1) Show all of the acts relating to narcotic drugs which are prohibited by law as crimes.

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

(2) Show the number of cases and persons arrested concerning narcotic crimes in 1974, according to mode of crimes.

The mode of crime	Cases arrested	Persons arrested

9. Control of Prostitution

- (1) Are the act of prostitution and other acts conducive to prostitution such as compelling to do prostitution prohibited by law as crimes? If they are prohibited, show all of the types of such acts.

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

- (2) Show the number of cases and persons of violations of such laws referred to in the preceding paragraph in 1974, according to the modes of crimes.

the Mode of crime	Cases arrested	Persons arrested

10. Control of Bad movies and Publications

- (1) Show the number of cases and persons who were arrested in 1974 on charges of violation of law concerning bad movies and publications.

the Number of cases arrested	the Number of persons arrested

- (2) Are there any legal measures provided especially for the healthy growth of the youth against morally undesirable movies and publications, though they may not be considered obscene. If there are, please show the contents of such measures.

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

11. Control of businesses relating to drinking and pleasures such as bars, cabarets, etc.

- (1) Are these businesses controlled by law with a view to maintaining sound moral?

- (2) Show all of the acts prohibited as crimes by such law referred to in the preceding paragraph.

1
2
3
4

5
6
7
8
9
10

(3) Show the number of cases and persons arrested on charges of violating such law in 1974.

the Number of Cases Arrested	the Number of Persons Arrested

12. Guidance of Juvenile Delinquents

(1) Show the number of juveniles arrested on charge of violating the Penal Code offenses in 1974 according to the type of offence.

the Type of Offence	Juveniles Arrested

(2) Show the types of such acts of juveniles which are referred to hearing (juvenile court) on the ground that it is necessary to correct the character of a juvenile or coordinate his surroundings in order to secure his health growth, but which do not constitute crimes. (Such acts are hereinafter referred to as "delinquencies.")

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

(3) Show the names and contents of criminal dispositions and protective dispositions for criminal juveniles and delinquent juveniles, as provided by law.

the Names	the Contents

(4) Show the contents of the measures the police can take for delinquent juveniles

13. Control of Firearms

(1) Show the name of law controlling manufacture, sale, transportation, possession, etc. of firearms.

And show all of the types of acts prohibited by law as crimes.

the Name of the law _____
the Types of Acts prohibited

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

(2) Show the requirements for possessing guns lawfully.

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

(3) Show the number of guns citizens in general are possessing lawfully for hunting, shooting match, etc., according to kinds.

Kinds	the Number of Gunds	Kinds	the Number of Gunds

(4) Show the number of cases and persons arrested on charges of violating the law referred to in (1) above in 1974.

the Types of Acts	the Number of Cases Arrested	the Number of Persons Arrested
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(5) Show the number of occurrences, arrests and arrested persons of crimes involving the use of guns in 1974.

the Number of Occurrences	the Number of Arrests	the Number of Arrested Persons

14. Control of Explosives

(1) Control of explosives, please show the name of a law controlling manufacture, sale, storing, transportation, etc., and show all of the types of acts prohibited by law as crimes.

the Name of the Law _____

the Types of Acts prohibited

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

(2) Show the number of cases and persons arrested on charges of violating the said law in 1974.

the Number of Cases arrested	the Number of Persons arrested

15. Patrol

(1) Show the number of cars used for patrolling, according to kinds.

Kinds	the Number of Cars	Kinds	the Number of Cars

(2) Show the method of patrolling and the form of patrol duties.

(3) Show the names and numbers of police facilities set up for bases for patrolling or those facilities which are used for such bases.

the Names of Bases for patrolling or those facilities as Bases	the Number of Bases or those Facilities used as Base

